

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

借家の修繕費用も雑損控除の対象に

Q: 私は借家に住んでいますが、今年の台風で借家の屋根の一部に被害を受けました。とりあえず生活に支障をきたさない程度に修理し、その修理費用として100万円ほど払いましたが、雑損控除の対象になりますか。

A: 支出した金額のうち、賃貸人に対し費用返還請求等を行わないことが明らかな部分については、雑損控除の対象になります。

【解説】

雑損控除の対象となる損失には、災害等による資産そのものの損失のほか、これらの災害に関連するやむを得ない支出も含まれることになっています。

災害に関連するやむを得ない支出には、災害により生活用資産等が損壊し、又はその価値が減少し、その他災害により資産を使用することが困難となった場合において、その災害のやんだ日の翌日から1年以内にした、その資産の原状回復のための支出、又は土砂その他の障害物の除去をするための支出、その他これらに類する支出が含まれることとされています。

ご質問のように、賃借建物の賃借人の責任によらない損傷の修繕を、賃借人がした場合には、賃貸人に対して費用償還請求権があります。したがって、賃借建物の修繕の場合は、直ちに雑損控除の対象にはなりません。その修繕費のうち、賃貸人に対して有益費の請求を行わないことが明らかな部分については、自己の所有する資産についての原状回復費用等と同様に取り扱うこととされています。

